

ふかやよりいケアネット 会則



一般社団法人 深谷寄居医師会

(2018年10月1日作成)

ふかやよりいケアネット 会則

<第一章 総則>

・ 第一条 名称

本会は、『ふかやよりいケアネット』と称する。

・ 第二条 事務局

本会の事務局を、以下に設置する。

「深谷寄居在宅医療連携室」

深谷市国済寺 319-3 深谷寄居医師会館 2 階

TEL 048-501-5951

<第二章 目的>

・ 第三条 目的

本会は深谷寄居地区の医療・介護連携において、

- 1) 医療機関、歯科医療機関、調剤薬局、介護事業所等および行政との連携や交流を図る。
- 2) 本会、特に深谷寄居在宅医療連携室の周知活動を行う。
- 3) 本会で採用された ICT に関する個人情報保護を行う。
- 4) 在宅医療の開始を検討する患者のマッチングをサポートする。
- 5) 在宅医療・介護患者の情報交換をサポートする。
- 6) 在宅療養支援ベッドに関する情報交換と利用率向上を行う。
- 7) 在宅患者・家族への情報提供を行う。

<第三章 構成>

・ 第四条 会員構成

本会に賛同する医療機関、歯科医療機関、調剤薬局、介護事業所等および行政の職員で構成する。

・ 第五条 役員

本会は、深谷寄居医師会および深谷寄居在宅医療連携室で構成される地域包括ケアシステム委員会を持って役員とする。

<第四章 運営>

・ 第六条 運営

- 1) 地域包括ケアシステム委員会は、本会の運営を行う。

2) 地域包括ケアシステム委員会は、必要な会議を招集する。

3) その他の審議事項は、地域包括ケアシステム委員会で決定する。

・ 第七条 医療・介護連携事業

医療・介護の連携ツールとして ICT を採用する。

採用された ICT および運用方法を「ふかやよりいケアネット運用ポリシー」として構成員に周知する。

<付則>

1. 本会則は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。